

令和2年度（2020年度）
第3回北海道環境審議会

議 事 録

日 時：2020年10月30日（金）午前10時開会
場 所：TKP札幌ビジネスセンター赤れんが前 はまなす

1. 開 会

○事務局（北村環境政策課長） 定刻となりましたので、ただいまから、令和2年度第3回北海道環境審議会を開会いたします。

本日の司会を務めます環境生活部環境局環境生活課長の北村でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、委員総数17名のうち、現在は過半数の9名にご出席いただいております、北海道環境審議会条例第5条第2項の規定によりまして、本審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

2. 挨拶

○事務局（北村環境政策課長） それでは、開会に当たりまして、環境局長の山田からご挨拶申し上げます。

○山田環境局長 皆様、おはようございます。

環境局長の山田でございます。

令和2年度第3回北海道環境審議会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中をご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日頃から、道の環境行政の推進に特段のご理解とご協力をいただいておりますことに、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の審議会でございますけれども、2件の議事がございます。1件目は国定公園化に向けた議論が進んでいる厚岸道立自然公園の指定解除等についての諮問及び答申をいただく事項でございます。

また、もう1件は、昨年5月に諮問をさせていただいてから、これまで長期間にわたり調査、審議をいただいていた北海道環境基本計画〔第3次計画〕の策定ですが、企画部会での審議を経て取りまとめられた部会案につきまして、その内容をご審議いただき、本日、答申をいただければと思っております。

そのほかに報告事項も2件予定しておりますので、委員の皆様におかれましては、それぞれのご専門のお立場から忌憚のないご意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、今後とも、道の環境行政の推進に当たり様々な形でお力添えをいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。

○事務局（北村環境政策課長） 次に、お手元にお配りした資料の確認をさせていただきます。

まず、会議次第、委員名簿、配席図のほかに、資料1から4を配付させていただいております。資料の詳細につきましては、次第の裏側に配付資料という形で表示しております。

資料1は資料1-1と1-2、参考資料①と②、資料2は2-1から2-6、資料3は資料3-1と3-2、参考資料、資料4は資料4-1から4-3となっております。また、本日の議事になっている北海道環境基本計画〔第3次計画〕の策定に係るこれまでの審議資料を別冊としてファイルに綴じて備え置いておりますので、ご参考にしてください。

配付漏れ等がございましたら、随時事務局のほうにお申しつけください。

それでは、議事に入りたいと思います。これからの議事進行を中村会長にお願いいたします。

3. 議 事

○中村会長 おはようございます。

感染者が増えてきたので、今日は駄目になるのではないかと危惧していたのですが、何とか会議が開けました。コロナウイルスについては、これから長丁場となって大変だと思いますけれども、よろしく願います。

今日は、議事が二つありますが、両方とも大事な内容ですので、皆さんから意見をいただければと思います。時間も限られていますので、早速、議事に入りたいと思います。

まず、知事からの諮問が、厚岸道立自然公園の指定解除等について1件あると伺っていますので、お受けしたいと思います。

○事務局(山田環境局長) 道立自然公園の指定解除及び公園計画の廃止について(諮問)。

このことについて、次のとおり諮問します。

諮問の理由。

次の道立自然公園の指定解除及び公園計画を廃止することについて、北海道立自然公園条例第4条第1項及び第6条第1項の規定に基づき、意見を求めるものです。

1、厚岸道立自然公園の指定解除及び公園計画の廃止でございます。

よろしく願います。

〔諮問書の手交〕

○中村会長 今、知事から諮問のありました厚岸道立自然公園の指定解除について、事務局から諮問の理由、背景等についてご説明をお願いいたします。

○事務局(小島自然公園担当課長) 自然公園担当課長の小島でございます。

私から、厚岸道立自然公園の指定解除等についてご説明いたします。

資料1-1をご覧ください。

1の厚岸道立自然公園の指定解除及び公園計画廃止の理由ですけれども、本件につきましては、厚岸道立自然公園の国定公園指定を前提としたものです。

現在の道立自然公園を含む周辺地域について、道議会へのご報告などを経て、環境大臣に国定公園指定の申出を行う予定でございまして、国定公園に指定された場合に重複する

道立自然公園の指定を解除、公園計画を廃止する必要がある場合がございますので、事前に諮問させていただきます。

万が一、国定公園の指定が認められない場合は、道立の指定解除、公園計画廃止は行いません。

2 ページの裏面になりますけれども、関係法令の抜粋を記載しております。

まず、上の枠の北海道立自然公園条例の第4条第1項に、道立自然公園の指定を解除しようとするとき、また、第6条第1項に、公園計画の廃止をしようとするときは、本審議会の意見を聴かなければならないと規定されております。

それから、下の枠の自然公園法ですけれども、国定公園の指定に関しましては、第5条第2項に、環境大臣が関係都道府県の申出により、審議会の意見を聴き指定すること、また、国定公園の公園計画の決定につきましても、第7条第2項に、環境大臣が関係都道府県の申出により、審議会の意見を聴いて決定することが規定されております。

このため、本日の審議会では、道立自然公園の指定の解除及び公園計画の廃止についてお諮りするものです。

1 ページ目にお戻りください。

2 の国定公園指定に向けた取組については、後ほどご説明させていただきます。

3 の厚岸道立自然公園の指定解除及び公園計画の廃止の日につきましては、環境大臣による国定公園の指定及び公園計画の決定の日と同日に予定しております。

4、参考としまして、現行の厚岸道立自然公園の公園計画書と申出予定の新国定公園の指定書の検討案をお配りしております。

それでは、2 の厚岸道立自然公園の国定公園に向けた取組についてご説明いたします。

資料1-2をご覧ください。

1 の厚岸道立自然公園の概要ですけれども、この公園は、北海道東部の太平洋側に位置しており、釧路町東部の太平洋沿岸部から厚岸町の厚岸湖を経て浜中町霧多布にかけての海岸段丘や湖沼、湿原などの変化に富んだ自然景観を有し、多種多様な野生動植物が生息、生育しております

平成5年には、厚岸湖や霧多布湿原、周辺地域の別寒辺牛湿原などがラムサール条約に登録されるなど、優れた自然環境に恵まれた自然公園でありまして、面積は約2万1,500ヘクタールとなっております。

公園利用者数につきましては、ここ数年は減少傾向で、令和元年度は43万人余りとなっております。

2 の国定公園指定に向けた取組ですけれども、昭和59年に期成会が設置されるなど、地元からの継続した要望活動が展開されました。

平成16年に、道において周辺地域も含めた自然環境の調査を行った結果、隣接している別寒辺牛湿原を含め、国定公園としても遜色のない資質を有していることが確認されております。

こうしたことから、平成17年に国定公園指定に向けて課題解決、地域の合意形成を図る場として、釧路支庁に厚岸道立自然公園国定公園化連絡協議会を設置して検討を進めましたが、厚岸湖を拠点とした漁業者側から規制が強化されるのではないかと不安があるとのことで合意に至らず、しばらくの間、国定公園指定に向けた動きが停滞しておりました。

平成30年に厚岸町が厚岸湖において自然と共生しながら漁業生産活動を継続していくための指針となる厚岸湖の保全による漁業地域振興計画を策定しまして、その計画に基づいて、厚岸湖の地種区分を第3種特別地域から普通地域にするよう、道に申出がなされました。

それを受けまして、道では、厚岸湖の一部について、道立自然公園の公園計画を一部変更することについて、平成30年8月1日開催の北海道環境審議会自然環境部会において諮問し、答申をいただき、また、同年11月5日開催の本審議会におきましてご報告しておりますが、規制緩和したところ、将来的な国定公園指定に伴う不安が解消されて、地元合意を得ることができました。

こうしたことから、改めて、国定公園化促進期成会から早期指定について要望がありまして、知事も環境大臣に直接協力を要請したところです。

翌令和元年度には、自然環境等の調査を改めて実施し、今年度に入ってからその調査結果を踏まえつつ、国定公園としての区域や保護の区分を表した公園計画の素案を作成しまして、連絡協議会等の合意を得ているところです。

次のページの3の国定公園検討案のポイントですけれども、①、現在の道立自然公園の区域のほかに、周辺の別寒辺牛湿原や浜中町の幌戸沼周辺など、貴重な自然環境を有する区域を一体的に保全していくために、新たに国定公園の区域に加えます。

②、道立自然公園条例上、規定のない特別保護地区に、別寒辺牛湿原と霧多布湿原を指定して、さらなる保全を図ります。

③、海岸線から海面1キロメートル先の海域を公園区域に加えて保全を図ります。

なお、指定書の案につきましては、これらのポイントを反映させた上で作成しております。

道立自然公園と国定公園の比較という形でご説明いたしますと、区域の指定、公園計画の決定は、先ほど申し上げましたとおり、環境大臣の所管事項となりますけれども、公園内の許認可の権限につきましては、これまでどおり知事の所管事項です。

指定区域ですけれども、4ページの地図をご覧ください。

青の実線が現行の厚岸道立自然公園の区域です。国定公園のエリアは赤の点線のとおりで、先ほど申し上げましたとおり、現行区域と一体的に保全していくため、拡張いたします。一方、特に保全の必要性がない厚岸町と浜中町の一部の市街地につきましては、区域から除外いたします。

その結果、2ページに戻りますけれども、指定区域の総面積は、表の真ん中になります

が、陸域が3万2,566ヘクタール、海域が8,921ヘクタールで、計は約4万1,500ヘクタールということで道立自然公園の2倍となっております。

規制計画につきましては、自然公園法に基づいて、道立にはない特別保護地区を設けております。米印に記載しておりますけれども、先ほど触れましたように、別寒辺牛湿原と霧多布湿原を指定して希少な自然のさらなる保全を図ります。

3ページをご覧ください。

4の国定公園指定の手続きですけれども、フロー図のとおりの流れとなります。

本日の審議会での審議、道立自然公園指定解除等の審議がフロー図の②に当たりまして、ご了解いただけたら道内部の手続きを経て、③の環境大臣へ申出をしてまいりたいと考えております。

申出後、環境省におきましては、④のパブリックコメント等を踏まえて、⑤の環境省案の作成、⑥の中央環境審議会の審議等を経て、環境大臣が国定公園の指定及び公園計画の決定を行うこととなります。

また、国定公園の指定等に合わせて、道立自然公園の指定解除及び公園計画廃止を北海道公報で告示する手続きとなります。

地元におかれましても、早期の国定公園新規指定を望んでおりますことから、大変恐縮ではございますが、本日、ご答申をいただければ幸いに存じます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○中村会長 ありがとうございます。

皆さんの中には覚えている方がおられるかもしれませんが、今ご説明があったとおり、厚岸の道立の自然公園指定を前の委員会で若干変更しました。その理由として、国定公園化が既にある漁業者と地元の関係がうまく折り合いがつかないということで、その段階で広げる方向での国定公園化が可能になったという経緯があります。

それでは、今のご説明について、ご意見、ご質問がありましたらどうぞ。

○武野委員 武野です。

区分変更の地図を拝見したところ、浜中町の市街と厚岸町の市街の南側が外れるということは分かったのですが、厚岸大橋の北側も市街地がかなり広がっています。この北岸市街について説明いただきたいと思います。それから、道立公園と国定公園の規制や管理の違い、あるいは道が所管する関連経費がどう変化するのかという辺りをお尋ねします。

○事務局（小島自然公園担当課長） まず、厚岸町の市街地ですけれども、北側につきましてはもともと外れておまして、今回は南側の部分を外す形になります。

また、規制の関係について、国立公園の管理は環境省ですけれども、道立自然公園は北海道が管理することとなりますので、管理主体は引き続き北海道になります。

それから、公園内の利用施設の整備については、国定公園になると国からの交付金いただけることになりまして、45%ということで予定されております。

○武野委員 聞き損じたのかもしれませんが、道立公園のときと国定公園の間で、規制は

どう違うのかという辺りをもうちょっと教えていただけますか。

○事務局（小島自然公園担当課長） 道立自然公園は、先ほど申し上げましたとおり、条例上は特別保護地区の設定が特にございません。しかし、国定公園になるとその部分の規制がかかり、特に優れた景観を保護するという地区になります。そのため、特別保護地区に設定された段階で現状変更等が原則不可能になり、規制が一番厳しい区分となります。

ほかの特別地域や普通地域は、道立と国定では特に変更はございません。

○本間委員 今回、国定公園に指定されるということで、海域が新たに指定されているということですがけれども、海域の規制にはどのようなものがあるのか、具体的に教えていただけますでしょうか。

○事務局（小島自然公園担当課長） 海域につきましては、普通地域に指定されますので、一定の行為については申請をして許可をもらうのではなく、届出をすれば可能になります。

○本間委員 私どもは漁業者で漁業生産活動をしていますけれども、海域については漁業権が設定されて、その下でしっかりと資源管理をしながら漁業生産をしています。例えば、遊漁やマリレジャーの方が利用するときは、届出が必要になるということでしょうか。

○事務局（小島自然公園担当課長） 工作物を設置することが該当になると思いますので、漁業につきましては、特に届出は必要ありません。

○中村会長 届出は工作物設置のときのみで、特に届出は要らないというお話ですね。

○事務局（小島自然公園担当課長） はい。

○中村会長 ついでに私からもお聞きしますが、海について日本はずっと弱いと思ってきました。知床の世界遺産のときは、漁業者と随分相談して海の部分も入ったのですが、国定公園で海の部分が入っている場所はほかにもあるのでしょうか。

○事務局（小島自然公園担当課長） ニセコ積丹小樽海岸国定公園が該当すると思います。そのほかの公園もほとんどが海域に接する部分が設定されております。

○中村会長 それは大体1キロメートルの幅で設定されているのですか。

○事務局（小島自然公園担当課長） その公園によって若干変わると思います。

○中村会長 それでは、そんなに珍しいことではないのですか。

○事務局（小島自然公園担当課長） そうです。

○中村会長 分かりました。

ほかにかがででしょうか。

○丸山委員 丸山です。

資料1-2の2ページ目の表について質問させていただきたいと思います。

お伺いしたいのは、規制計画の地種区分のことで、現行で第1種から第3種の特別地域と普通地域がありますが、新規指定の中には特別保護地区が新たに加わり、同じく、第1種から第3種と普通地域という区分になっています。

その区分の土地は、現行の地種がそのままの場所で第1種、第2種、第3種、普通地区

となるのでしょうか。それとも区域の変更はあるのでしょうか。その辺りについてお伺いしたいと思います。

○事務局（小島自然公園担当課長） 区域によっては若干の変動はあるのですが、道立自然公園の区域設定が概ね継承される形になります。

○中村会長 書きづらいかもしれませんが、せっかくなら、その区分が国のマターになるのかということも地図にあるとよかったですね。そうすると、よく分かったと思います。

○事務局（小林自然環境担当局長） 今、最終調整をしているところですが、この後、道議会へのご報告がありますので、その後で、地種区分の詳しい図面などについて審議会の皆様にご提供させていただきたいと思います。

○中村会長 ほかにいかがでしょうか。

○鈴木委員 鈴木です。

ただいまのご質問に関連する地種区分についてでございます。

今のご説明ですと、これまでの第1種から第3種の区域指定は国定公園になった場合もほぼ受け継がれるというお話でしたが、そうしますと、新たに新設される特別保護地区は、従来の第1から3種以外の地域から選ばれたという認識でよろしいのでしょうか。

それから、今回、特別保護地区の候補地として二つ挙がっておりますが、この2か所を選ぶに当たって、ほかにも特別保護地区にふさわしい地域があったかどうか、もしあったのであれば、なぜその地域は見送られたのかということも補足で説明していただければありがたいです。

○事務局（小島自然公園担当課長） まず、霧多布湿原につきましては、第1種特別地域であったものを、今回、特別保護地区に設定しています。それから、地図の中央の赤い点線の部分に別寒辺牛湿原の区域がありますが、この部分を新しく特別保護地区として設定しようとしています。

そのほかの特別保護地区にふさわしいところは、国定公園の新たな区域に含める考えで設定しておりますので、残している部分はないという認識であります。

○中村会長 事務局としては、最重要な場所については特別保護地区にして、もともとあった霧多布湿原については第1種であったけれども、それを特別保護地区にクラスを上げたということです。

別寒辺牛湿原の特別保護地区については、赤いところの下の方ですね。流域全体ではないですね。

○事務局（小島自然公園担当課長） 全体ではなくて、高層湿原部分だけを設定しています。

○中村会長 別寒辺牛湿原の一部を特別保護地区にしたということです。

ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○中村会長 北海道のほうでも頑張ってください、こういう形で拡張されたということ

ですが、特に修正等が必要なことはありますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○中村会長 ないようでしたら、ただいま報告のありました案を当審議会の答申としたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○中村会長 ありがとうございます。

異議なしということで、そのような取扱いをしたいと思います。この後、答申を行いたいと思いますが、事務局側の作業がありますので、お時間をちょっといただくことになります。

それでは、作業をしていただいている間に、二つ目の「北海道環境基本計画第〔第3次計画〕」の策定について、企画部会の審議結果がまとまったということですので、部会長の愛甲委員から報告をお願いいたします。

○愛甲委員 企画部会の部会長の愛甲でございます。

企画部会での環境基本計画の審議がまとまり、部会案として取りまとめましたので、ご説明をさせていただきます。

手元の資料2-1は北海道環境基本計画に係る企画部会での調査審議の概要について、資料2-2は第3次計画（素案）の概要、それから、資料2-3は計画（素案）の全文、資料2-4は答申に係る附帯意見（案）です。それから、資料2-5は、前回9月2日にこの審議会でもいただいたご意見とその対応方針を示したものです。それから、資料2-6は、審議会でものご意見も含まれておりますが、10月8日に企画部会で意見交換をしたときの意見とその対応方針をまとめたものです。資料はお揃いでしょうか。

主に資料2-1と2-2、その後、2-4を使って説明させていただきます。

まず、資料2-1をご覧ください。

北海道環境基本計画策定の趣旨ですが、第2次計画の計画期間が令和2年度をもって概ね終了することになります。そのため、現行計画の進捗状況や環境・経済・社会の状況の変化などを踏まえて新たな環境基本計画〔第3次計画〕を策定することを目的として、企画部会で議論をしてまいりました。

調査審議に関わる経過については、北海道からこの環境審議会に見直しの諮問があり、企画部会と審議会が並行して議論を進めてきました。

見直しの方向性や社会・経済、環境の状況を踏まえた課題、計画策定に向けた論点などについて、審議会でも各4回ずつ審議を行っていただき、先日の第5回の企画部会において部会案を取りまとめました。

取りまとめに当たっての考え方につきましては、長期的な目標、そして、施策の基本的事項として環境施策に係る基本的な方向性を示し、多数の個別計画や関連計画等の方向性をまとめたものとして、環境基本計画をつくるのが基本的な考え方になっております。

主な構成について、章の構成は前回の計画と大きく変わっておりません。内容について

は後ほど詳しく説明しますが、大きな変更点としましては、第1章の総論に環境・経済・社会の状況を踏まえた環境を取り巻く課題認識を新たに加えております。

第1章では、総論として、計画の位置づけや課題認識を踏まえて将来像を示す内容になっております。

第2章の施策の展開においては、基本的事項としてSDGsの考え方を踏まえて、地域循環共生圏の考え方を位置づけています。これについては、前回の審議会でもご意見を少しいただいたところで、後ほど説明させていただきます。

それから、分野横断の取組として、経済システムのグリーン化、ICTの活用など、SDGsとの関連性について、分野別の施策とそれを横断したSDGsの考え方との関連について整理して、その辺りの関係性をできるだけ分かりやすく示す内容にまとめていただいております。

次に、素案の概要について説明をさせていただきます。資料2-2をご覧ください。

左側に書いてあります第1章の総論は、先ほども説明しましたように、基本的事項について計画の位置づけ・性格として、環境基本条例第10条に基づき、環境の保全及び創造に関する長期的目標や施策の基本的方向性を示すものとしております。また、北海道総合計画の環境に関する特定分野計画としての位置づけであることなどを記載しています。

計画の期間ですが、令和3年から概ね10年を設定しています。各主体の役割等には、この計画を推進するに当たって、道民や事業者それぞれの主体に期待する役割を書かせていただいております。

北海道を取り巻く社会経済や環境等の状況については、本道の人口減少の進行、震災からの復旧・復興など、それから、昨今の新型コロナウイルスによる影響なども踏まえた影響を記載し、環境の状況については、大気環境や河川の水環境、それから、二酸化炭素の排出量、自然環境の状況などについて記載しています。

道民の意識については、令和元年度に行った道民の関心・取組状況についてのアンケート調査の結果などを記載し、その現状を説明しております。

課題認識については5点を挙げております。人口減少に伴う耕作放棄地増加などによって野生動物とのあつれきが発生していること、地球温暖化の進行による豪雨災害、生態系への影響、それから、生物多様性の損失の継続、エゾシカ、ヒグマ、侵略的外来種による農林水産業への被害、プラスチックごみによる海洋の汚染、再生可能エネルギー導入に伴う環境への影響などを課題として挙げさせていただいております。

続きまして、将来像ですが、この図の一番上を見ていただければと思います。

2050年頃を展望した将来像として、「循環と共生を基調とし、環境負荷を最小限に抑えた持続可能な北海道～未来に引き継ごう恵み豊かな環境～」を設定させていただいております。

この2050年については、当初、部会では2060年としておりましたが、分かりやすさと他計画との整合性を考えて、前回の審議会にて2000年代の中頃にということで

ご議論いただき、2050年に設定させていただくことでまとまっております。

なお、ここに将来像の視点について七つを挙げさせていただいております。

次に、施策の展開についてですが、環境・経済・社会の統合的向上に関しては、SDGsの考え方を踏まえ、国の環境基本計画で重要な概念として提示されている地域循環共生圏を創造することを新たに加えさせていただいております。これについては、後ほど少し見させていただきますが、具体的な説明が少し足りなかったというご指摘を前回いただいておりますので、読む方にその部分を具体的にイメージしていただける工夫も行いました。

分野横断の取組については、ESG投資など、経済システムのグリーン化、ICTの活用、新型コロナウイルス感染症流行を契機とした新しいライフスタイルの導入など、この環境分野での対応と関係性のある取組について整理をさせていただいております。

次に、分野別の施策の展開ですが、地域から取り組む地球環境の保全については、温暖化対策の推進を重点的に取り組むことを挙げさせていただいております。

また、北海道らしい循環型社会の形成については、3Rの推進、バイオマスの利活用の推進を重点的に取り組む施策として挙げております。

前回は説明しましたが、今回から施策と重点施策を分けずに、それぞれの中に重点施策を入れており、重点的に取り組む施策には「重」のマークをつけております。

次に、自然との共生を基本とした環境の保全と創造については、自然との触れ合いの推進や野生生物の保護管理に取り組むこととしています。その次の安全・安心な地域環境の確保については、大気や水など、生活環境の保全や化学物質等による環境汚染の未然防止としています。それから、共通的・基盤的な施策としては、環境に配慮する人づくりの推進などとしています。

前回の審議会で、環境教育に関する取組や記載などについて工夫してほしいというご意見がございましたので、この部分にそれを盛り込んでおります。

第3章の計画の推進に当たっては、道民の意見の反映を含めることとし、推進体制として関係部局、環境道民会議と連携し、計画の進行管理、見直しを随時行っていくこといたします。

資料2-1に戻っていただいて、末尾の今後のスケジュールをご覧ください。

11月下旬から12月にかけてパブリックコメントを実施して、令和3年3月に新しい基本計画を策定する予定になっています。

資料2-3の本編については、全てを説明することはいたしませんので、後ほどご覧いただければと思います。

次に、資料2-4をご覧ください。

こちらは、答申に附帯意見をつけるということで作成しておりますが、これは部会（案）として取りまとめたものです。

個別計画である北海道地球温暖化対策推進計画について、今年度末の改定に向けて作業を同時に行っているところですが、その改定の内容によっては、基本計画に書いている関

連分野の記載と整合を取る必要があり、そちらのほうが変更された場合、環境基本計画の内容と整合が取れなくなる可能性があるため、最終的に整合を図るように配慮することとしています。要は、一旦、審議会でご議論いただいて、この部会の案を提出させていただいた後に、整合性を取る作業を行うことを附帯意見としてつけさせていただくということで、（案）を作らせていただきました。

次に、資料２－５をご覧ください。

こちらは、９月２日に本審議会でもいただいたご意見などについての対応をまとめたものです。

幾つかのご意見をいただいておりますが、例えば、１番目は、先ほどご説明させていただいたように、当初２０６０年としていた部会案に対するご意見がありましたが、こちらについては２０５０年を将来像の達成目標とさせていただいております。

それから、海洋についての記載が足りないのではないかとのご意見をいただいたのですが、これは、ほかの部分も含めてそもそも目次が大まかで、分かりにくいということでした。

本日は、青色のファイルに第２次計画そのものを載せていますので、ご覧いただければと思います。そちらの目次に対して、今回の資料２－３に示している素案の目次は全部で４ページにわたっており、それだけで長くなっているのですが、目次を見ただけで、どんな施策でどういう目標で、どういう取組が行われるかということが分かっていただけるつくり工夫をいただいております。その中の大きな項目として海洋に関することは書かれていませんが、個別に中に含まれていることはご理解いただけるのではないかと部会で相談いたしました。

それから、７番目のご指摘の環境教育や各種普及啓発に関する記載等については、これは５２ページから５５ページ以降に、主に共通的・基盤的施策の中に取り組むものとして書かれているのですが、ここの部分の記述を充実させる対応をさせていただきたいと思っております。なお、これは道民意識についても同じところではあります。

それから、地域循環共生圏について分かりにくいというご指摘がありましたが、これは、素案の１５ページになります。こちらにポンチ絵がついておりますが、その下にも事例として下川町など、北海道内で地域循環共生圏の持続可能な地域づくりに取り組んでいらっしゃる地域の事例を挙げることによって、より分かりやすくイメージしていただけるように記載を工夫いたしました。同時に、後半の６５ページの用語解説のところ、そもそも地域循環共生圏とは何なのかということをご理解していただけるように、地域循環共生圏とはこういうものということをご記載しています。同時に、令和２年度の環境省の補助事業で、北海道内で地域循環共生圏に取り組んでいる自治体を挙げて、その事例について紹介し、より理解を深めていただくために記載の変更を行っております。

資料２－６については、先ほど言いましたように、審議会でもいただいた意見などやそのほかの追加の意見なども含めて、部会で整理した内容を説明したのになっています。

ただいま説明しました素案につきましては、この対応方針に沿って修正を行ったものを資料2-3にまとめさせていただいています。

企画部会からの説明は以上になります。

○中村会長 ありがとうございます。

事務局から何か補足はありますか。

○事務局（北村環境政策課長） ありません。

○中村会長 道としては、できれば今回の審議会で答申をいただきたいということだと思います。その後、パブリックコメントにかけるということで、パブリックコメントを行ってから審議会を開くという逆のケースもあるのでしょうかけれども、スケジュール的にそうなっています。

今日、皆さんから意見をいただいて最終的にそのまま答申するのか、もしくは、ひとまず、ここで答申するのですが、書き直すべきところをもう一度書き直していただくということで、附帯意見つきになる可能性があるということです。

特に、菅総理が2050年にCO₂ゼロにすると公言しましたが、一国の総理が言ったということはそれを実現させるということで、当初言っていた基準年とか何とかという話ではなくなって、2050年までにゼロにするということです。

気候変動対策部会では相当もめました。もめるというのは、こんなことでうまくいくのかということが委員から結構強く出ました。ですので、先ほどお話のあった附帯意見はどうしてもつけざるを得ないという感じがしています。ほかの問題についてもひょっとしたらあるかもしれませんが、皆さんから忌憚のないご意見をいただければと思います。

それでは、愛甲委員には大変な作業をしていただいたのですけれども、今の説明、もしくはその内容について、ご意見、ご質問をどうぞ。

○武野委員 武野です。

私は温暖化対策部会に所属しておりますが、その議論でいくと、もうちょっと時間がかかりそうかと思います。それを反映するとなると、11月のパブリックコメントに間に合うかどうか、温暖化部会の方向性を取り入れることを前提とすると、このスケジュール感ではつらい気がするのです。まず、その確認が一つです。

それから内容で、脱炭素なのか低炭素なのかということです。低炭素という表現が混在しております。私は脱炭素という表記に統一したほうがいいと思うのですけれども、見ていると3、4か所に残っていたような気がします。

三つ目は、分かりやすいサブタイトルです。例えば、北海道総合計画は「輝き続ける北海道」が掲げられ、次の温暖化対策推進計画は「脱炭素への挑戦」が入る見込みです。第3次計画も道民向けの分かりやすいサブタイトルがあつていいと思います。計画の中に、循環と共生を基調とし環境負荷を最小限に抑えた持続可能な云々とありますが、ちょっと長いので、その辺はコンパクトな表現を付記したらどうかというのが私の意見です。

○中村会長 ありがとうございます。

ごもっともな意見です。

それではまず、スケジュールを事務局から説明願います。

○事務局（北村環境政策課長） 北村でございます。

今後のスケジュールにつきましてはこのような形で表記しておりますが、先ほど温暖化部会のご指摘にもありましたとおり、タイミングが時期的に非常にずれる可能性を秘めております。しかし、基本計画に大まかな方向性を示しているということで、今は2050年の脱炭素に向けてという形ですので、その方向自体は大きな点で変わらないと想定されます。

ただ、具体的に言うと、目標の数字や低炭素と脱炭素の取扱いについては、今は低炭素に戻す考えはございませんので、脱炭素に切り替えることは変わりません。そういった数字の部分や脱炭素という言葉の部分は直さなければいけないのですが、そこで根本的に大きく変わることは考えてはおりません。また、現時点で考えているスケジュールでいきますと、現在、記載されている中で変えなければいけないところは、今仰った脱炭素や目標の数字などですので、パブリックコメントに間に合わせる形で進めていければと考えているのが現状でございます。

○中村会長 まず、パブリックコメントに間に合うと思っているということですね。

○事務局（北村環境政策課長） はい。

○中村会長 仮にうまくいかなかった場合ということを質問していいですか。その場合の方法は何かあるのですか。

○事務局（北村環境政策課長） 中身の大きな変更を伴いパブリックコメントに間に合わないことになれば、パブリックコメントを遅らせなければいけないと考えております。

○中村会長 うまくいかなかった場合はそういう対応を取るということですか。

もう一個、ご質問をされたことについては愛甲委員に聞いたほうがいいですか。

サブタイトルのものをつけたほうがいいのではないかということについてです。

○事務局（北村環境政策課長） 皆さんに分かりやすいものをつけるという意味では考えたほうがいいと思うのですが、今のところはそこを考えておりません。今のタイトルは「持続可能な北海道」と「～未来に引き継ごう恵み豊かな環境～」ということで、ちょっと長いのですが、今のタイミングで新しいものがぱっと思いつきませんので、現時点でこのタイトルで進めさせていただきたいと考えております。

今後、まさにパブリックコメント等でタイトルのご意見等があり、新たにできるようにあれば、審議会の皆様に変更のご相談をするような形で考えていきたいと思っております。

○中村会長 委員がおっしゃるのはごもっともで、我々の中では第何次というのは分かりませんが、それでも忘れてしまうと思うのです。そういう意味で、一般の人たちに読んでもらうことが前提ならば、サブタイトルがあったほうが親しみが湧くと思っております。

よい案を今出せというのは無理な話なので、今言った形で検討していただくということです。

○愛甲委員 それについては、タイトルが長いので、環境基本計画の本体の表紙自体にその文言が書けるかどうかという問題があり、前回の部会で議論させていただきました。

今回は、目次を少し工夫しましたが、こういった計画は多くの道民や関係の方々にご覧いただくことが非常に重要だと思いますので、パブリックコメントをするときは、資料2-2のように、できるだけ分かりやすい概要版を用意していただいて、前回との変更点を強調して説明してご意見をいただくようにというお願いを部会からしております。そのときに、今あったキャッチフレーズを押し出して書いていただいて、ご意見をいただきたいと思います。

第2次と第3次の将来像のキャッチフレーズの文言自体は変えておりませんが、それでも継続してその姿を求め続けていくという姿勢は、基本、同じですので、私はそれでいいのではないかと個人的に思っております。

○中村会長 時間も限られているので、どういうタイトルにするかという検討を今日することは無理だと思いますので、もしいい案があれば、事務局に寄せていただければと思います。

ひとまず、それを表紙につけるのか、中に書くのかを検討していただくということで、つける方向で考えていただくことにしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○中村会長 ほかにいかがでしょうか。

皆さんからないならば、コロナウイルスに関してどういう基準なのか、ちゃんと読んでおけると言われそうですが、よく分かっていないのです。コロナウイルスと環境の問題に対して、例えば、環境省では、テレワークやワーケーションなど、既に結構出していて、自然環境を生かした働き方改革のような話がありますね。これは一大事件で、しかも長く続くと思うのですが、そんな内容が書いてあるのかどうなのかという辺りのことが一つです。

それから、気候変動絡みでは、国土交通省がグリーンインフラという言葉を進捗戦略で出していますし、環境省もEco-DRRを十分やっています。また、小泉環境大臣は適応復興という言葉を使っています。

その辺の自然災害系の気候変動絡みのことに対して、環境、生態系を利用した防災・減災のイメージがこの中に入っているのかどうか、教えていただきたいと思います。

○事務局(木内環境政策課主幹) まず、後半のEco-DRRやグリーンインフラなどの概念ですが、本文の10ページの真ん中の上から四つ目の丸をご覧にいただきたいと思います。こちらに、「自然環境の有する多様な機能を防災、減災にも活用する」とか「複数の機能を組み合わせて相乗効果を生み出す意識が大切です」と記載させていただいております。

○中村会長 グリーンインフラとかEco-DRRというキーワードを出したほうが、そういうものを皆さんにお知らせする意味でもいいという気がしますが、どうなのでしょう。

こういう言葉は結構さらっと流れてしまい、一体何を言っているのかがぴんとこないの

で、今言ったようなキーワードをちゃんと入れておいて、もし必要であれば、後ろの語彙のほうで説明するのがいいと思います。

もう一つについてお願いします。

○事務局（木内環境政策課主幹） コロナウイルスとの関係についてでございますが、本文の5ページをご覧くださいと思います。

北海道を取り巻く社会経済や環境等の状況の二つ目の丸に、「令和2年に入り、全国で新型コロナウイルス感染症が流行し」と現状を記載しておりまして、最後のほうに「その一方で、テレワークやオンライン授業の導入が進むなど社会システムの急速な変化が生じています」という書き方をさせていただいております。

○中村会長 これは状況の話なので、全てに対して言えることですので、個人的にはちょっと不十分だと思います。僕が言っているのは、環境の問題とどう結びつくかという論点で、今、環境省では自然環境を生かしたテレワークやワーケーションを随分と推進しています。あるときは、国立公園を使ってという議論までしていると思うのですけれども、その辺は……

○愛甲委員 21ページをご覧ください。

冒頭に「新型コロナウイルス感染症流行を契機とした新しいライフスタイルの導入」という項目が設けられていまして、ここに二酸化炭素排出量の削減やワーケーション、自然との触れ合いとの促進など、新しいライフスタイルの導入を期待するということが挙げております。

これに対して具体的な施策まではまだ書き込んでいませんが、ここに項目を挙げて、分野別ではなく横断的な概念として取り上げております。

○中村会長 前の状況よりずっといいので、取りあえず了解しました。

施策的なものにも入れたほうがいいということは別ですけれども、もっと変えたほうがいいということについて、いかがでしょうか。

○武野委員 22ページの下段に温室効果ガスの排出という項目があって、その最後に、「その伸び率は全国を上回っています」という表現があります。

事実はそのとおりですけれども、伸び率が上回るというよりも減少率が下回っているという表現のほうが分かりやすい気がするのです。温室効果ガスの排出量は下げなければいけないわけですから、その直前にある「近年、減少傾向にあるものの」というのは、基準年に対して圧倒的に高いレベルのものが少しずつ下がっているだけです。ですから、表現としては「減少率」というように、マイナスの表現のほうで表記したほうがいいという気がします。

○中村会長 ありがとうございます。

確かに、減少ということは下に下がることで、伸びるということは上に上がることを普通はイメージして、読者が混乱するかもしれないので、同じような方向性の中で書いたほうがいいのかもかもしれません。ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。

○小林委員 小林です。

先ほどのコロナウイルスの関係ですけれども、私の中ですっかりと整理し切れていないのですが、今回、コロナウイルスが世界的に流行して、その影響として社会生活などでテレワークが導入されました。また、ビジネスの中でも対面式のいろいろなビジネスができなくなって、リモート会議やリモート商談会などが急速に増えてきているということで、社会といいますか、経済活動、ビジネスのありようが変わってきて、それが加速しているということです。

そうすると、今後の社会生活がかなり変わっていき、その変化に伴って人が環境に与えるいろいろな部分も変わってくるような気がします。というのは、例えば、人の移動が制限されて少なくなると飛行機の利用が減るので、飛行機の便数が減ります。そうすると、この前の報道にも出ていましたが、温暖化に伴う温室効果ガスの排出が減っていきます。

しかし、人の移動が減るということは、物の移動が逆に増えますから、そうなった場合の分析も必要で、その部分がある程度見極めた上で、今後の環境にどういう影響が出てくるのかということをもう少し分析したほうがいいのではないかと思います。

漠とした意見で申し訳ありません。

○愛甲委員 全く仰るとおりで、様々な変化が各地域で起きてきて、実際にワーケーションにかなり取り組んでいる自治体もあります。

自然環境に関することと言えば、今年は、自然公園等についてはワーケーションが進められておりますし、インバウンド観光などが落ち込んだ中でも来年はアドベンチャーツーリズムなどがありますので、補助金などを使って今のうちに基盤整備をきっちりやっておこうという動きもあります。おまけに、自然ガイドの方々などの生活がかなり激変している中で、そういった方々への援助も含めて環境整備などに取り組んでいることがあります。

都市の中でも動きがかなり変わっていますが、今の時点でその評価をして、この計画に盛り込むのはなかなか難しいと思います。

今、我々は、コロナウイルスに関して、環境に対する影響やレクリエーション活動などに関する影響など、いろいろな研究をしていますが、ちょっとずつ成果が出始めています。それを受けた上で、大きな変更が環境基本計画に必要なになれば、例えば、5年先の中間的な見直しをする際にそれを反映させることが必要です。

先ほど説明した地域循環共生圏の考え方にもまさに大きく関わってきて、それがエネルギーや物流、経済にどういう影響を与えるのかということ注視していかなければいけないと思っていましたので、非常に貴重なご意見をいただいたと思っております。

○小林委員 仰るとおりだと思います。

一方で、Society 5.0の動きが出てきておりますので、恐らくそういう動きと相まって世の中が変わっていくと思います。

委員が仰ったように、そういったことを将来に向けてきちんと分析して、対応を検討す

る必要があることを今回の計画の中に織り込んでおいたほうがよろしいのではないかと思います。

○中村会長 よい出口を言っていただいて、さあ、どうするかと思ったのですが、愛甲委員が言うのはもつともで、コロナウイルスにおける生活や仕事の仕方については、今はまだ完全に見えていないのですが、個々人の中でこういう感じでいけば何とかなると徐々に分かってきた段階なので、ここに書き込めるところまではできないと思います。しかし、その問題は共有しておこうということで、環境とも深い結びつきがあることをもうちょっと付け加えて方向性を書いていただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○鈴木委員 ただいまの話題の続きですが、小林委員と愛甲委員が仰ったことは、私も全く同感です。せっかくこのようなよい意見が出されましたので、例えば、10ページの課題認識のところに、可能でしたら丸を一つ増やして、今回のコロナウイルスに関する考え方や今後に向けた検討課題などを少しまとめて項目として書いておくと、そうした姿勢がより明らかになると思いました。

○中村会長 そうですね。よい意見をありがとうございます。

ここに書いていただくと、課題として受け止めることがはっきりすると思います。ご検討ください。

ほかにいかがでしょうか。大体よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○中村会長 CO₂ゼロの問題も含めて、どう考えてもこのまま進めるわけにはいかないので、一部修正することになると思います。

事務局とのやり取りの中での考え方として、今の様々なご意見を踏まえて、報告のあった案を修正するのか附帯意見に載せるのかが微妙なところだと思うのですが、その両方を考えて、当審議会の答申としたいということです。ですから、皆さんの言った意見について検討していただいて、書き込めるところは書き込んでいただくという前提に立つということですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○中村会長 ありがとうございます。

これも、答申の作業をするということでもよろしいですね。では、そういう形でお願いいたします。

それでは、5分間の休憩をいたします。

[休 憩]

○中村会長 それでは、再開いたします。

4. 報 告

○中村会長 報告事項に進みたいと思います。

(1) の指定事項に係る報告事項です。

まず、報告事項(1) 温泉法の規定に基づく許可申請についてです。

事務局から報告をお願いいたします。

○高橋委員 それでは、私から報告します。

温泉部会における温泉法の規定に基づき、許可申請の審議結果についてご報告いたします。

当部会では、北海道環境審議会運営要綱に基づきまして、指定事項として温泉の掘削、増掘、動力装置の許可に係る処分について審議され、その結果が道に答申されることになります。

お手元の資料3-1にあります令和2年度(2020年度)北海道環境審議会温泉部会開催状況のとおり、令和2年8月20日に第2回温泉部会を開催いたしました。

その審議結果を資料3-2に添付しておりますけれども、当部会におきまして、知事から諮問のありました温泉掘削等の許可申請について審議されました。

資料中の第16号議案と第18号議案につきましては申請者の部分を黒塗りにしておりますけれども、こちらに個人名が記載されておりましたので、個人情報観点から黒塗りとさせていただきます。

審議の結果については、全ての議案につきまして許可相当とさせていただきます。

温泉部会における審議結果の報告は以上です。

○中村会長 ありがとうございます。

これは、部会で決まったことが親会も含めた了承になるのですけれども、皆さんから質問がありましたらどうぞ。

(「なし」と発言する者あり)

○中村会長 ニセコ地域は相変わらず多くて心配ですけれども、取りあえず、この前のようにも下がり過ぎたら規制をかけているということですので、大丈夫だと思います。

それでは、よろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○中村会長 ありがとうございます。

続きまして、(2)のその他の報告事項です。

まず、令和2年度(2020年度)の北海道環境基本計画[第2次計画]改定版に基づく施策の進捗状況の点検・評価(結果)についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(北村環境政策課長) 環境政策課長の北村でございます。

令和2年度北海道環境基本計画[第2次計画]改定版に基づく施策の進捗状況の点検・

評価（結果）についてご説明させていただきます。

お手元に、資料4-1から4-3を配付しております。4-1は1枚物で、4-2は3枚をとじているもので、4-3は厚いものとなっております。

では、点検評価の流れについて、資料4-1をご覧ください。

環境基本計画では、計画の着実な推進を図るため、計画に基づく施策の進捗状況を毎年度、点検・評価しており、その実施方針や結果を審議会に報告することとしております。

点検・評価の流れということで、本年6月に書面での開催になりました第1回環境審議会におきまして、今年度の点検・評価の実施方針をご報告させていただきました。その後、道庁内の各部局と連携しまして、昨年度の施策の進捗状況の点検・評価を行っております。

五つの分野別点検・評価、三つの項目の重点事項別点検評価を行った上で、総合的な評価を加えて取りまとめたものが本日ご報告させていただく点検・評価結果（案）でございます。

それでは、評価結果についてでございますけれども、資料4-3は大冊でございますので、本日は、資料4-2の概要版によってご説明させていただきます。

概要版では、計画に掲げる五つの分野ごとに目標の達成状況を示す関連指標群の状況、令和元年度の主な取組、課題と今後の方向を取りまとめております。

資料4-2の最後の参考資料に、令和元年度の取組結果とSDGsの目標との関係を示す資料を併せて添付してございます。

それでは、資料4-2の概要版の1番ですが、地域から取り組む地球環境の保全についてでございます。

関連指標の状況につきまして、平成28年度の温室効果ガスの排出量が二酸化炭素重量換算で7,017万トンとなっております。前年度より0.3%減少しておりますけれども、目標の達成に向けては遅れが見られている状況です。また、新エネルギー導入量の発電分野については、目標の達成に向けて順調に推移しているものの、熱利用分野については遅れが見られている状況でございます。また、森林の蓄積と地球温暖化防止機能につきましては、目標の達成に向けて順調に推移している状況でございます。

なお、関連指標群のうちの捕捉データにつきましては、本編に掲載しておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

次に、（2）令和元年度の主な取組です。

水素社会の実現に向けた機運の醸成を図る取組、あるいは新エネルギー導入に関する支援などを行っております。また、気候変動への適応に対する取組を推進するため、北海道気候変動適応計画を策定したほか、気候変動の適応に対して、道民や事業者の皆様のご理解を促進するために、関係機関と連携したセミナーの開催、あるいは情報発信などを実施しております。

また、課題と今後の方向につきましては、道民1人当たりの二酸化炭素排出量が全国平均を上回っているということと、日常生活、職場での温室効果ガス排出削減に向けた取組

の実践の定着が必要であることと、太陽光やバイオマスといった再生可能エネルギーの利用促進を推進していく形にしております。

続いて、2ページ目になります。

2の北海道らしい循環型社会の形成についてでございます。

関連指標群の状況としましては、産業廃棄物の排出量と未利用バイオマス利活用率は目標を達成している状況です。また、循環利用率と廃棄物系バイオマス利活用率につきましても、目標達成に向けて概ね順調に推移している一方で、最終処分量や一般廃棄物の排出量などの遅れが見られている項目がございます。

主な取組といたしましては、「3Rハンドブック」の作成・配布、循環型社会の構築に向けた3Rの普及啓発のほか、バイオマス資源の有効活用を促進するためのフォーラムの開催などを実施しております。

課題と今後の方向についてですが、一般廃棄物のリサイクル率向上に向けたリサイクル関連施設の整備促進やリサイクルに比べて取組がちょっと遅れているリデュース、リユースの2Rについては、優先した取組の実践を促すとともに、バイオマスの地域循環圏の形成に向けた利活用システムの構築や施設整備などを推進していくこととさせていただきます。

続きまして、3ページになります。

3の自然との共生を基本とした環境の保全と創造についてですが、関連指標群の状況として、犬、猫の安楽殺処分頭数は目標数値を満たしている状況にございますけれども、エゾシカ個体数指数につきましては、東部地域は着実に減少しているものの、依然として高水準で推移しています。

また、西部地域も平成27年度以降に再び増加に転じた可能性がありまして、目標の達成に向けて遅れが見られているのが現状でございます。

主な取組としましては、知床の価値を普及するための道民カレッジ連携講座の開催、レッドリストの見直し、アライグマなど外来種の防除の推進のほか、エゾシカ個体数を適正に管理し、被害低減を図るための協議会の開催や、道内10地域において捕獲事業などを行っているところでございます。

課題と今後の方向につきましては、依然として目標達成に遅れが見られているエゾシカにつきまして、適正な個体数の管理に向けた捕獲の促進や有効活用の推進など、総合的な対策のほか、人里への出没が増加しているヒグマにつきましても、地域の危機管理体制の構築に向けて、捕獲技術者や保護管理を担う人材育成を行っていくこととしています。

次に、4ページの4の安全・安心な地域環境の確保でございます。

関連指標群の状況につきましては、化学物質（ダイオキシン類）は調査開始以降20年連続、大気環境については4年連続で環境基準を満たしている状況でございます。一方で、水質環境や航空機などによる騒音につきましては、目標達成に向けてやや遅れが見られているところでございます。

主な取組としましては、大気・水質環境に係る常時監視や事業所への立入検査、航空機

や新幹線騒音の調査などを実施しているところでございます。

課題と今後の方向でございますけれども、湖沼などの閉鎖性水域における環境基準達成率が依然として低いことから、事業所等への監視、指導はもとより、生活排水処理施設の整備など汚濁発生源対策に取り組むほか、北海道e-水プロジェクトなどを活用した環境保全団体等への活用支援、化学物質等による環境汚染を未然に防止するためのモニタリングなどを進めていくこととしております。

5 ページ目の五つ目の分野の各分野に共通する施策の展開についてでございます。

関連指標群の状況として、道の事務事業に関する温室効果ガスの排出量は目標を達成している状況でございます。また、環境配慮活動実践者の割合や環境管理システムの認証取得事業所数及びYes!Clean表示制度登録生産集団数につきましては、遅れが見られている現状でございます。

主な取組としましては、地域の自主的な環境学習を支援するe-co-アカデミアによる専門家の派遣や環境保全に貢献している事業所等を評価する北海道グリーン・ビズ認定制度の運用などによって、環境に配慮した事業活動の促進を行っています。

また、課題と今後の方向につきましては、地域における環境学習の指導者の育成・活用やクリーン農業技術の開発・普及、消費者の認知度向上などを今後も推進していくこととしております。

6 ページになりますが、このような令和元年度に行った取組とSDGsの関連づけについて、17のゴールと今ご説明した五つの施策分野の関係を一覧表としてまとめております。

資料4-3の本編の資料編に、環境基本計画に書いている32の施策とSDGsの17のゴールとの関係を取りまとめた表を掲載してございますので、ご参考にしていただければと思います。

また、大冊の資料4-3の本編には、ただいま説明しました五つの分野別の点検・評価結果のほかに、三つの重点項目別の点検・評価の結果や各分野の施策につきまして、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の三つの社会構築の観点から行った総合的な評価を記載しております。

以上が環境基本計画の点検・評価についてでございます。

道といたしましては、今後、評価結果を公表いたしますとともに、評価結果を基に、庁内関係部局で構成する環境政策推進会議を通じて課題や今後の方向性の共有を図ります。そして、PDCAサイクルの考え方に基づいて、次年度以降の施策の推進に反映させてまいりたいと考えております。引き続き、ご助言を賜りますようよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○中村会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらどうぞ。

特にございませんか。

○武野委員 意見ではなくて、苦言を言わせていただきます。

この資料は月曜日に来たのです。前段を読むだけで結構時間がかかって、これを読もうとすると時間がなかったのです。正直に言うと、概要版は読みましたけれども、本編は全く読んでいません。

資料については、もうちょっと早く提示いただかなければ、全く目が入らない状況になるという私個人の苦言です。

○中村会長 そういったものは、なるべく早めに送っていただければと思います。

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

私からですが、温暖化の問題は、部会で議論されていることですが、この審議会全体のメンバーにも分かっていたために、今後、達成状況についても、CO₂がどのくらい減るのかが見えないと、個々の施策や指標が達成できたときに、CO₂が2050年に向かって本当にゼロに行くのかということが分からないのです。

部会で一番議論になったのは、どの施策が最も効果的にCO₂を減らしているのか、CO₂との結びつきが各施策なのか指標なのかははっきりしないのです。当初の目標はゼロになっていなかったでしょうけれども、例えば、これを全て達成すると2030年の目標は達成できるという仕組みになっていると思うのですが、逆に考えれば、そこからフィードバック、バックキャストすれば、今の政策がどれくらいよく機能しているのかということが見えてくるはずですが、しかし、それが事務局側としては難しいらしいのです。

ただ、今回の2050年ゼロ目標を本気でやるならば、個々の施策や指標がCO₂削減量に対してどのくらいコントリビュートしているのかということを見せていただかないと、なかなか議論できないと思います。ほかの指標は個別の議論でいいのですけれども、CO₂については、トータルとしてゼロにするという目標になりましたので、そういう意味で、全てCO₂換算の中の議論でいかなければ、うまくないのではないかと思います。今、温暖化部会でそんな議論をしていることも含めて、よろしくをお願いします。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○中村会長 それでは、報告の(2)を終えたいと思います。

以上で議題4の報告事項は終わりましたので、答申書手交に移りたいと思います。よろしくお願いたします。

○事務局(北村環境政策課長) それでは、続きまして、厚岸道立自然公園の指定解除等及び北海道環境基本計画[第3次計画]の策定につきまして、答申準備ができましたので、答申を行いたいと思います。

○中村会長 それでは、読みたいと思います。

北海道知事鈴木直道様。

北海道環境審議会会長中村太士。

道立自然公園の指定解除及び公園計画の廃止について（答申）。

令和2年10月30日付け自然第1397号で諮問のありましたことについて、慎重に審議した結果、次のとおり意見を附して原案を適当と認める旨、決議したので、答申します。

厚岸道立自然公園の指定解除及び公園計画の廃止は、厚岸霧多布昆布森国定公園（仮称）の指定告示と同日をもって行うこと。

よろしくお願いします。

〔答申書の手交〕

○事務局（山田環境局長） ありがとうございます。

○中村会長 続きまして、北海道環境基本計画です。

北海道知事鈴木直道様。

北海道環境審議会中村太士。

北海道環境基本計画〔第3次計画〕の策定について（答申）。

令和元年（2019年）5月8日付け環境第188号の諮問のあったことについて、別紙のとおり意見を附して答申します。

皆さんからここでいただいたご意見については、附帯意見として取り込むことになると思います。

よろしくお願いします。

〔答申書の手交〕

○中村会長 環境基本計画の答申のほうは、皆さんの意見がどういう形で反映されるかについて、フィードバックしてくださいということをお時間を事務局にお願いしましたので、メールなり何なりで皆さんに連絡があると思います。

全体を通じて、皆さんからご意見はありますか。

（「なし」と発言する者あり）

○中村会長 事務局から何かありますか。

（「なし」と発言する者あり）

○中村会長 それでは、事務局に進行をお返しします。

○事務局（北村環境政策課長） 中村会長、どうもありがとうございました。

次回の審議会の開催につきましては、年明けの1月の開催を予定しております。近くなりましたら、事務局から改めて委員の皆様へ日程照会をいたしますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

また、審議会の委員の任期の関係でございますけれども、今年12月が委員の改選の時期に当たりまして、愛甲委員、丸山委員の両委員におかれましては、この12月をもって任期満了を迎えることとなりまして、審議会、親会の出席は本日が最後となります。

長い期間にわたり委員としてご尽力いただきましたことに、この場を借りてお礼申し上げます。

どうもありがとうございました。

5. 閉 会

○事務局（北村環境政策課長） それでは、令和2年度第3回北海道環境審議会を閉会いたします。

皆様には、ご審議をいただき、どうもありがとうございました。

以 上